

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：１ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

施策目標の概要及び達成すべき目標

高齢者、子どもを育成する家庭等を含めて全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

業績指標

指標番号	業績指標名
1	民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合
2	公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率※ （①公的賃貸住宅団地全体、②UR 団地の医療福祉拠点化） ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR 団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250 団地程度（令和 12））し、これにより設置される施設を含む。
3	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 *
4	認定長期優良住宅のストック数
5	居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数

業績指標の分析

(1) 民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合

目標達成状況の評価		N					
	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	約 1 割	—	—	—	集計中	—	2 割
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

＜断熱関係＞

- 平成 27 年 7 月に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）を公布、平成 28 年 4 月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成 29 年 4 月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行した。
- 令和元年 5 月に改正建築物省エネ法を公布、令和元年 11 月よりマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、賃貸アパート等の住宅トップランナー制度の対象への追加を施行した。
- 令和 4 年 6 月に改正建築物省エネ法を公布し、令和 6 年 4 月より住宅・建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度を施行した。
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）による省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進を図った。
- こどもエコすまい支援事業、子育てエコホーム支援事業及び長期優良住宅化リフォーム推進事業等により住宅の省エネ改修に対して支援を行った。
- 住宅性能表示制度の普及促進を図った。
- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業により省エネ改修費用に対して支援を行った。
- 独立行政法人住宅金融支援機構による子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資において、一定の断熱性能を有する賃貸住宅を対象に融資を実施（令和 6 年度実績：214 件）。うち、ZEH 水準に適合する賃貸住宅を対象に金利引下げを実施した。（令和 6 年度実績：45 件）

<遮音関係> ○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業により遮音改修費用に対して支援を行った。 ○住宅性能表示制度の普及促進を図った。 ○住宅市場整備推進等事業により、令和５年度に生活騒音（特に子育て世帯の出す音）についての配慮を促すためのチラシを作成し、HP で公表する等を通じて普及促進を図った。また、令和４年度に作成した「賃貸住宅の断熱性向上や遮音対策のための大家向けガイドブック」について、セミナーで周知する等を通じて普及促進を図った。 ○独立行政法人住宅金融支援機構による子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資において、遮音性能を高めた賃貸住宅を対象に金利引下げを実施。（令和６年１０月開始）
（その他の外部要因の状況） —
（目標の達成状況に関する分析） 初期値以降の実績値がなく判断できないことから、N と評価した。令和５年度の実績値は集計中であるが、本指標は「一定の断熱性能を有する住宅の割合」及び「一定の遮音対策が講じられた住宅の割合」を踏まえて算出するところ、一定の断熱性能を有する住宅の割合については、令和５年住宅・土地統計調査に基づいた集計では１５％から１７％に増加している。令和７年４月１日より原則全ての住宅・建築物の新築・増改築について省エネ基準への適合が義務付けられたことなどを踏まえ、今後も着実に増加すると考えている。他方、一定の遮音対策が講じられた住宅の割合については、令和７年度中に集計予定である。大手建設会社に対してヒアリングを行ったところ、遮音性能の高い床の開発・標準仕様化が進められていることなどから、一定の増加を見込んでいる。
（課題の特定） —

(2) 公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※（①公的賃貸住宅団地全体）
※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。

目標達成状況の評価	A
-----------	---

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	29%	33.5%	34.5%	34.6%	34.7%	35.2%	おおむね 4 割
年度ごとの 目標値		30.49%	31.48%	32.47%	33.46%	34.45%	

(事務事業等の実施状況)

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。（令和５年度整備戸数実績：８,３１７戸）
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。（令和５年度併設施設数：１１,７８３施設（７,７０８団地））
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。（令和５年度供給施設数：２,２１１施設（８２７団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

業績指標は初年度から各年度において、令和3年度以降伸び悩みがみられるが、実績値が目標値を上回っており、今年度においても実績値が目標値を上回ったため、Aと評価した。（令和6年度管理戸数100戸以上の公的賃貸住宅団地数：7,104団地（内生活支援施設が「併設」されている団地数：2,500団地）

(課題の特定)

公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から地域拠点施設（高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設）の併設を進めていくことが重要であることから、多様な主体（自治体・UR等）の連携による居住機能の集約化等とあわせた地域拠点施設の設置への支援など、今後も引き続き取組を促進する。

※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR 団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250 団地程度（令和 12））し、これにより設置される施設を含む。

A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	128 団地	166 団地	181 団地	202 団地	233 団地	264 団地	250 団地 程度
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

地方公共団体や地域関係者との連携体制を構築し、高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する環境の整備により UR 団地における地域の医療福祉拠点化を推進。対象団地において、住戸内・共用部のバリアフリー化やコミュニティスペースの設置、医療・福祉施設等の誘致、生活支援アドバイザーの配置等を行った。

令和6年度までの実績値は264団地で拠点形成済みであり、目標値を達成したことから、Aと評価した。

(4) 認定長期優良住宅のストック数

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	113 万戸	124 万戸	136 万戸	148 万戸	159 万戸	174 万戸	約 250 万戸
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

〈制度的対応〉

○長期優良住宅の認定基準を改正し、増改築認定及び既存認定の省エネ基準の強化等を図るとともに、手続きのオンライン化を推進するため、長期優良住宅法に係る認定通知書等の様式の押印を廃止（全て令和7年4月施行）

〈財政上・金融上の措置〉

○認定長期優良住宅に対する予算措置、税の特例措置、融資制度

〈普及啓発・技術開発〉

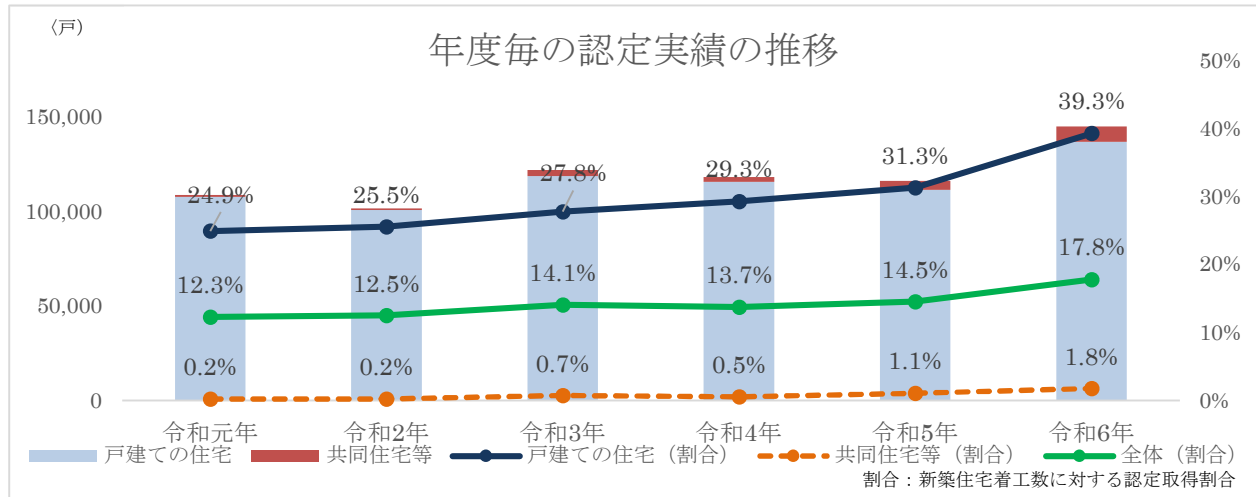
○インターネットやパンフレット等による制度のメリットのPR、地方公共団体や各種団体が行う普及活動への支援。
○長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進。

(その他の外部要因の状況)

新築住宅着工数の減少 等

(目標の達成状況に関する分析)

- ・予算や税等による長期優良住宅への支援や省エネ性能の高い住宅に対する住宅取得者の意識の高まりにより、新築住宅着工数に対する長期優良住宅の認定実績の割合は増加傾向にあり、概ね順調に推移している。
- ・一方で、新築住宅着工数が減少傾向である中、目標年度に目標値を下回る可能性があることから、Bと評価した。



(課題の特定)

- ・戸建ての住宅の認定割合は年々増加しているが、共同住宅等の認定は低調であるため、令和3年の長期優良住宅法の改正（共同住宅に係る認定基準の合理化等）を踏まえて、引き続き認定促進を図る。

(5) 居住目的のない空き家数※

※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R12 年
実績値	349 万戸	—	—	—	386 万戸	—	400 万戸 程度 に抑える
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○空き家対策総合支援事業

空家法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行った。

○空き家再生等推進事業

居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等に取り組む地方公共団体に対して支援を行った。

○既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を展開した。

○空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取り組むモデル的な取組、ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組について支援を行った。

○買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取り、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用した。

（令和4年度適用実績：不動産取得税（建物）10,071 件、不動産取得税（土地）5,582 件、登録免許税 3,624 件、令和5年度適用実績：不動産取得税（建物）11,247 件、不動産取得税（土地）5,199 件、登録免許税 5,739 件）

○相続により生じた古い空き家又はその敷地についてその譲渡前又は譲渡後一定期間内に耐震改修又は除却を行った場合において、譲渡所得からの 3,000 万円の特別控除を実施した。

○空家法に基づく勧告をした特定空家等及び管理不全空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する措置を講じた。

○建物状況調査（インスペクション）の普及

標準媒介契約約款の見直しにより、媒介契約書に建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあつせん「無」とする場合における理由の記載欄を設けた。既存住宅状況調査技術者講習制度において 5 講習機関を登録。技術者数は約 17,000 人（令和7年4月1日時点）。

○「安心 R 住宅」制度の普及

「安心 R 住宅」制度について平成 30 年 4 月より標章の使用を開始した。（令和6年度末時点で 12 団体を登録、令和6年度末時点で累計 9,005 件）

○住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録（セーフティネット登録住宅）を推進しており、全国で 943,143 戸が登録されている（令和7年3月31日時点）。

○建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行った。

○建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

密集市街地において、耐火性の低い建築物の除却に対し支援を行った。

○空家法の一部改正

特定空家等の除却等の促進に加え、特定空家等になる前から空家等の「活用拡大」や「管理の確保を図る」ことを目的に、「空家等活用促進区域」、「空家等管理活用支援法人」制度の創設等を含む一部改正を行った。

(その他の外部要因の状況)

世帯数の増加、新規住宅着工による住宅ストックの増加

（目標の達成状況に関する分析）

目標値について、居住目的のない空き家数を令和 12 年時点で約 400 万戸程度に抑えることとしているが、令和 5 年時点で 386 万戸となり、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標値の 400 万戸を上回る推移となることから、B と評価した。外部要因となっている世帯数の増加や、新規住宅着工による住宅ストックの増加などの影響が考えられる。

（課題の特定）

空き家対策に係る課題としては、「空家等の活用可能性の拡大」、「空家等の管理の確保」、「特定空家等の除却等の推進」、「市区町村での人員不足」等が挙げられる。

このため、令和 5 年 12 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 50 号）において創設された「空家等活用促進区域」、「空家等管理活用支援法人」制度の活用等により空家の活用・管理・除却等の取組を進めるとともに、空き家をはじめとした既存住宅の流通を促進するためのストックの性能向上や、安心して取引ができる市場環境の整備を通じて、目標達成を図る。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績指標 6 個のうち、A が 2 個、B が 3 個、N が 1 個である。各指標において、進捗が見られるものの、主要業績指標を含め、目標年度に向けた進捗が順調とは言えない指標もあることから、「④ 進展が大きくない」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

住生活基本計画（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）に基づく施策の着実な実施を行ってきたところではあるが、目標達成には、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅の普及促進に加え、長期優良住宅制度の普及促進や改正空家法に基づく空き家対策の推進などの取組を総合的かつ一層の推進が必要である。

今後高齢者人口や世帯数の増減等、外部要因について変化が想定されており、新たな住生活基本計画の策定状況等も踏まえながら、必要に応じて目標の変更等を行うとともに引き続き居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

外部有識者のコメント

「公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率」については、確かに最新年度で実績値が目標値を上回っているものの、令和 2 年度を除くと近年は伸び悩んでおり目標達成に不安がある。今後の高齢化の進展を考慮すると、地域拠点施設を活用することが極めて重要であり、併設を促進するための方策の検討が望まれる。（国土交通省政策評価会 加藤 浩徳）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・<u>施策目標 1</u>
--

住宅局住宅戦略官 住宅戦略官 家田 健一郎

・<u>業績指標 1</u>
--

担当課：住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官 杉田 雅嗣）

関係課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗）

住宅局参事官（建築企画担当）（参事官 高木 直人）

・<u>業績指標 2</u>
--

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

担当課：住宅局住宅戦略官（住宅戦略官 家田 健一郎）

・<u>業績指標 3</u>
--

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗）

・<u>業績指標 4</u>
--

担当課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

・<u>業績指標 5</u>
--

担当課：住宅局住宅戦略官（住宅戦略官 家田 健一郎）

関係課：住宅局住宅経済・法制課（課長 皆川 武士）

住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 畑 めぐみ）

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）（参事官 横田 僚子）

住宅局建築指導課（課長 松野 秀生）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 松井 康治）

不動産・建設経済局不動産業課（課長 倉石 誠司）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	公的賃貸住宅家賃対策補助	003997
2	公営住宅整備等事業	003998
3	優良住宅整備促進等事業費補助	003999
4	都市再生機構（賃貸住宅事業）	004000
5	住宅建設事業調査費	007278
6	独立行政法人住宅金融支援機構出資金	007279

参考指標の達成状況

施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

参考指標

(参1) 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	25%	25%	28%	30%	32%	35%	50%
年度ごとの 目標値		25%	27.5%	30%	32.5%	35%	

(参2) 市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数

	初期値	実績値					目標値
	H27年5月～ R2年3月	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R3年度～ R12年度
実績値	9万物件	—	30,093件	55,763件	80,105件	—	20万物件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参3) 空家等対策計画を策定した市区町村数の割合

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	—
実績値	7.7割	—	8.0割	8.3割	8.6割	—	—
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標1

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

・参考指標2、3

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【 業 績 指 標 】	(1)民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約1割 (平成30年度)	2割 (令和12年度)
【 指 標 の 定 義 】 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合　＝　A／B A ＝ 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた戸数(民営借家共同住宅) B ＝ 民営借家共同住宅の総ストック数 ※「一定の断熱性能」:全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅 ※「一定の遮音対策」:居室の全部又は一部の床に一定の遮音性能が期待できる部材を使用している住宅 木造・S造・・・LH-55(子どもの飛び跳ねや走り回り等の重量床衝撃音の遮断性能(LH)が「標準的である」水準)以上の床部材を使用 RC造……………コンクリートの床厚が150mm以上 ※初期値(平成30年度):A939,427戸／B13,213,176=7.1%			
【目標設定の考え方・根拠】 子育て世帯の多くが賃貸住宅に居住していることから、住宅の性能のうち、子育て世帯の関心が特に高い「(ランニングコストの節約を含めた)省エネと音」に関する民間賃貸住宅の質の向上について、子どもを産み育てやすい住宅の確保の達成状況を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(2割(令和12年))から設定。			
【 外 部 要 因 】 平均年収の推移、居住ニーズの変化			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者等			
【 重 要 政 策 】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		
【 関 係 課 】	住宅局住宅生産課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局参事官(建築企画担当)付		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【 業 績 指 標 】	(2) 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※ (①公的賃貸住宅団地全体、②UR団地の医療福祉拠点化) ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進(250団地程度(令和12))し、これにより設置される施設を含む。	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①29%(令和元) ②128団地(令和元)	①おおむね4割(令和12) ②250団地(令和12)
【 指 標 の 定 義 】			
①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(A／B) A:各年度末における地域拠点施設が併設された団地数 B:各年度末における100戸以上の公的賃貸住宅団地数 ②UR団地の医療福祉拠点化 ・地域医療福祉拠点化の取組方針に基づき、地域の連携体制が構築され、一定程度の取組みが実現し、地域医療福祉拠点として持続可能な状態になった段階			
【目標設定の考え方・根拠】			
①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から、施設併設を進めていくことが重要であることから、公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(令和12年までにおおむね4割)を設定したもの。 ②UR団地の医療福祉拠点化 後期高齢者の更なる増加に備え在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、UR団地を活用して、医療・福祉施設等の誘致、居住環境の整備、若年世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成を図ることが有効であるため、その進捗状況を示す指標として設定。			
【 外 部 要 因 】			
地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設の設置			
【 他 の 関 係 主 体 】			
地方公共団体、地方住宅供給公社、(独)都市再生機構、民間事業者			
【 重 要 政 策 】			
・住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現 目標4多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり ・まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定) 公的賃貸住宅団地、その周辺地域等において、集約化や建替え・改修等と併せて福祉施設等の整備を推進するとともに、独立行政法人都市再生機構(UR)の団地における地域医療福祉拠点化に取り組む。(本論第2章/基本目標4/4－1/(3)/①) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 公的賃貸住宅団地及びその周辺地域等における集約化や建替え・改修等と併せた福祉施設等の整備を推進するとともに、独立行政法人都市再生機構(UR)の団地における地域医療福祉拠点化に取り組む。(第3章/1/(5)/①)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅戦略官付		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(3) 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2.5% (平成30年度)	4% (令和12年度)
【指標の定義】 高齢者向け住宅の戸数・定員数の合計値について、65歳以上の人口数で除して算出した割合 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 ＝高齢者向け住宅の供給量／65歳以上の人口数			
【目標設定の考え方・根拠】 高齢者の居住の安定確保を図るため、見守り等のサービスが必要となる高齢者世帯に対して十分な高齢者向け住宅が供給されるよう、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(4%(令和12年))から設定。			
【外部要因】 世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等			
【他の関係主体】 民間事業者等			
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり			
【備考】			
【担当課】	住宅局安心居住推進課		
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(4)認定長期優良住宅のストック数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		113万戸 (令和元)	250万戸 (令和12)
【指標の定義】 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の累計戸数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している認定長期優良住宅のストック数の目標値(約250万戸(令和12年))を基に設定したもの。			
【外部要因】 資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等			
【他の関係主体】 住宅供給事業者(事業主体)、所管行政庁(運用主体)、住宅金融支援機構(支援主体)			
【重要政策】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)＜住宅・都市分野＞ Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略 1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化			
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅生産課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(5)居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		349万戸 (平成30年度)	400万戸程度におさえる (令和12年度)
【指標の定義】 「住宅・土地統計調査(総務省)」における空き家数のうち、「その他の住宅」の数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(令和12年))から設定。 ・賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数は、増加すると防犯・防災性や地域活力の低下を招く恐れがあり、住宅着工・除却数、世帯増減などに大きく影響される面もあるが、既存住宅流通や除却・他用途への転用等を今後さらに進める取組みにより増加を抑えることが期待される。 ・過去の住宅・土地統計調査における「その他空き家」数のトレンドによると、令和12年には470万戸程度に増加するおそれがあり、今後、世帯数の大幅な増加も見込まれないことから、H28年計画における「その他空き家」数の抑制目標値を5年間延長し、令和12年においても400万戸程度を維持することとする。			
【外部要因】 世帯数の増減、新規住宅着工数			
【他の関係主体】 地方公共団体、民間事業者等			
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進			
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅戦略官付		
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 住宅局建築指導課 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 不動産・建設経済局不動産業課		